

## 第3章 主要取組の展開

本章での表記

●…現状，○…課題，★…新たな視点や手法で取り組む事項，・…引き続き取り組む事項

### 1 相談・支援体制の強化

#### 現状と課題

- 支援制度全体の認知度は前回調査から高まり、相談窓口の認知度も6割を超えていますが、必要な支援を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しないひとり親家庭もあります。
- ひとり親家庭の支援制度等の情報入手先は、半数以上が市町村の相談窓口や広報誌からとなっており、市町村が情報提供窓口として果たす役割は大きいと言えます。また、母子家庭、父子家庭ともに前回調査よりインターネットやSNSから情報を得ている割合が増加しています。
- 母子家庭の2割、父子家庭の3割は相談相手がおらず、特に父子家庭は悩みを抱え込み、孤立しがちな状況にあります。
- ひとり親に対する各種支援を実効性のあるものにするためには、ひとり親の視点に立ち、必要な時に助けを求めたり、時間や場所に縛られず相談できるなど、相談支援の充実が必要です。
- ひとり親に寄り添った適切な相談支援を行えるよう、相談員が必要な知識やスキルを身につけ、資質の向上に努める必要があります。
- 様々な状況に応じて、多面的にアプローチできるよう、関係機関との連携強化が必要です。

#### 取組展開

##### (1) 県・市町村における情報提供の充実

- ・ひとり親一人ひとりのニーズに合わせた必要な支援を届けるため、地域におけるひとり親支援の実施主体である市町村との連携強化を図り、ひとり親に寄り添った相談支援を行う母子・父子自立支援員をはじめとする相談窓口、支援制度の周知広報に努めます。特に、時間や場所に縛られないインターネットやSNSを用いた情報提供の充実を図ります。

## (2) ひとり親に寄り添う相談支援の強化

★相談機関での相談に消極的な父子家庭の父なども多く、必要な人に支援を届けるため、ひとり親が時間や場所にとらわれず定型的な相談ができる「とくしま丸ごとAIコンシェルジュ（仮称）」やSNSなどを活用した相談支援に努めます。

- ・母子・父子自立支援員が、ひとり親の日常生活の様々な相談にきめ細かく対応することで、継続的な状況把握を行い、支援を必要とするひとり親家庭に、寄り添い支援を行います。

## (3) 相談窓口機能の充実

- ・母子・父子自立支援員等が、適切な相談支援や専門的な就業支援が行えるよう、資質の向上に努めるとともに、母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員等、身近な地域の支援者及び県・市町村と連携強化を図り、ひとり親家庭等にワンストップで総合的な支援を行う体制の充実を図ります。

## 2 職業生活の安定と向上のための支援の充実

### 現状と課題

- ひとり親は、就業率が9割を超えており、その約半分が「正規の職員・従業員」となっています。しかし、就労母子家庭の母のうち約3割、就労父子家庭の父のうち1割弱が「パート・アルバイト等」と不安定な就労形態にあります。
- 仕事内容別の平均就労収入は、「専門的・技術的職業従事者」が最も高くなっています。
- ひとり親は、40歳代が最も多く、その子どもは小学生が多くなっています。
- ひとり親家庭が経済的に安定し、自立した生活を送るためには、資格取得など、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要です。
- 様々な困難を抱えるひとり親の収入の安定に向けた就労支援にあたっては、子育てと両立しながら資格取得するための生活支援を含め、本人の状況や生活条件に即した、きめ細かな就業支援が必要であり、支援の質の向上が求められます。
- ひとり親の積極的な雇用と安定的な就業生活を確保するためには、仕事と両立して安心して子どもを育てられるよう、多様な働き方に対する企業の理解を求める取組が必要です。

### 取組展開

#### (1) 働きやすく高収入が得られる資格取得の支援

- ・就職・転職によりひとり親家庭が安定的な経済基盤を築くためには、資格取得が有効なことから、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、企業の雇用ニーズに応じた所得の増加が期待できる講習会を実施します。また、講習会の際には、託児サービスを実施するとともに、ひとり親が受講しやすいよう配慮に努めます。
- ・ひとり親に対し、民間教育訓練機関等に委託して就職に必要な技能・知識を習得するための公共職業訓練を実施し、支給要件に該当する方には訓練手当を支給するなど、ハローワーク等と連携して職業訓練の受講機会の拡充に努めます。

- ・ひとり親の自立に向けた能力開発のための職業訓練の受講や、資格取得のための養成機関での修業を支援するため、受講料の負担軽減制度や、修業中の手当の支給、修学・就職を容易にするための資金の貸付制度等の周知・活用促進に努めます。

## (2) ひとり親の多様なニーズに応じた就業支援の強化

- ・母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親が子育てと仕事を両立しながら生活の安定を図ることができるよう、母子・父子自立支援員等と連携しながら、ひとり親の多様なニーズに応じた就業・専門相談や情報提供等、また、新たに、就業支援専門員によるハローワーク等への同行支援を行うなど、ひとり親に寄り添ったよりきめ細かな就業支援を行います。

★ひとり親の個々の状況や適性、職業経験に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定によるきめ細かな就業支援を提供するため、母子・父子自立支援員等に対してキャリアコンサルタントに関する研修を実施し、就業支援に対する専門性を強化します。

## (3) ひとり親が働きやすい職場づくりの推進

★ひとり親は、子育てと生計維持を一人で担っていることから、企業におけるテレワークなどの柔軟な労働時間や勤務形態、急な休暇取得への対応などについて、事業主や同僚の理解を促し、ひとり親が働きやすい職場環境の実現に向けた取組を推進します。

- ・就業支援特別措置法に基づき、就職を希望するひとり親の雇用の促進を図るため、公共的施設における雇入れの促進や企業の事業主等への啓発に努めます。また、売店の優先許可の普及や母子・父子福祉団体がひとり親の就業促進につながる業務をより多く受注できるよう優先的な事業発注を推進します。

- ・従業員の育児参加やワーク・ライフ・バランスの実現、イクボスの養成などに積極的に取り組んでいる企業を表彰し、広報することで、職場における子育て支援や働きやすい職場づくりを促進するとともに、社会全体で子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合う機運の醸成を図ります。

- ・ 仕事と家庭を両立させながら働くことができる職場環境づくりに取り組む企業を県が「はぐくみ支援企業」として認証・表彰し，広く紹介することにより，企業における次世代育成支援の自主的な取組の促進を図ります。

### 3 子どもへの支援の充実

#### 現状と課題

- 子どもに関する最終進学目標は、「大学・大学院」が約5割と最も多く、前回調査よりもその割合が増加しており、高等教育機関への進学ニーズは高まっています。その反面、約3割が「高校」となっており、親への負担を考え、早くから生活を助けようと、進学をあきらめてしまう状況もみられます。
- 子どもにとって、親の離婚等に伴うストレスは大きく、子どもの生活を大きく変化させます。DVや虐待などにより心のケアが必要な場合や、親の就業などの理由で、親とのふれあいの時間が取れず、親子の関わりが少ない場合もあります。
- 子どもの視点に立ち、子どもたちが自身の夢をカタチにするために、子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな相談支援が必要です。
- 学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度等を育成するため、計画的・体系的なキャリア教育の推進が必要です。
- A I等の進展により、社会で求められる知識や能力が高度化する中で、ひとり親家庭の子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう学習支援の推進が必要です。
- 子どもたちの自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動機会の提供が求められています。

#### 取組展開

##### (1) キャリアプラン形成による子どもの自立支援の充実

- ★次代を担う子どもたちが、自らの将来や夢について考え、将来像を具体的に描き実現していけるよう、本人の希望を尊重した、社会的に自立するためのキャリアプランづくりを支援します。
- ・学ぶことや働くことの意義をしっかりと理解させ、未知の状況にも柔軟に対応できる社会的・職業的自立に向けた資質・能力の向上を図ります。

## (2) 次代を担う人づくりの推進

- ・市町村と連携し、低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちを対象に、「eラーニング」など子どもの状況や地域の実情に応じた多様な学習機会を提供することで、家庭の状況にかかわらず、本人の希望が尊重され、能力適性に応じた進路選択の機会が確保できるよう支援します。
- ★ひとり親家庭の親子のふれあいを促進し、学習への意欲や関心を高め、自立につなげるため、ひとり親家庭の親子と一緒に学習することができるような機会の提供に努めます。
- ・ひとり親家庭の子どもたちが、文化芸術やスポーツなど様々な体験をすることで、持って生まれた才能や能力、個性に気づく機会が確保できるよう支援します。
- ・地域人材の参画による放課後等の多様な学習・体験活動など、地域と学校が連携・協働した取組により、地域総ぐるみの教育を実現し、地域の教育力向上を図ります。

## (3) 子どもの生活・相談支援の充実

- ・親の離婚等で精神的に不安定になっているひとり親家庭の児童に対して、児童訪問援助員（ホームフレンド）を派遣し、子どもの意見を尊重した良き理解者として、心の葛藤緩和や自立心の育成に努め、児童の健全育成を支援します。
- ・スクールソーシャルワーカーが児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、保護者や教員と協力し、教育と福祉が連携しながら解決にあたります。
- ・学習教室において、子どもの日常生活や学校生活上の悩み及び将来の進路についての相談支援を行い、生活習慣等の改善を図ります。

## 4 地域で見守る環境づくりの推進

### 現状と課題

- ひとり親の帰宅時間は、18時から20時までが最も多くなっており、保育所等の送り迎えに困難が生じたり、子どもが一人で過ごしがちな状況となっています。
- ひとり親の3割は相談相手がおらず、特に父子家庭は悩みを抱え込み、孤立しがちな状況にあります。
- 様々な事情を抱える子どもたちが子どもだけでも安心して過ごせ、地域交流の場となっている「子どもの居場所」を地域に広げていくことが必要です。
- 地域でひとり親家庭を見守るため、地域の支援者の連携強化や資質の向上を図る機会の提供が必要です。
- 支援が必要なひとり親家庭を確実に把握し、支援を届けるためには、ひとり親同士や地域の支援者などとのつながりづくりの機会の提供が必要です。

### 取組展開

#### (1) 地域における「子どもの居場所」づくりの推進

- ★ユニバーサルカフェなど既存の地域資源を活用し、子どもが気軽に立ち寄ることができ、栄養バランスや食育に配慮した食事の提供・子ども一人ひとりに寄り添ったきめ細かな学習支援・文化・スポーツ・社会体験機会の提供等を行う「子どもの居場所」づくりを推進する市町村を支援します。
- ★地域住民が主体となり進める子ども食堂など、地域で子どもたちが安心して過ごすことができる「子どもの居場所」を支援するため、地域住民や企業等の理解促進と支援強化を図り、地域に根差した「子どもの居場所」づくりを推進します。

#### (2) 地域の支援者の人材育成

- ★地域でひとり親家庭を見守り、必要な支援をひとり親家庭に届けるため、母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員等、地域の支援者をつなぎ、支援者や調整役となる「子どもの未来応援コーディネーター」の養成やスキルアップに努めます。



### (3) 支援を届けるネットワークづくりの推進

- ・子育てと生計維持を一人で担っているひとり親の孤立化を防ぐため、気軽に相談や情報交換が行えるよう、ひとり親同士や地域の支援者を含め、様々な人との交流の機会を提供します。
- ・地域の支援者や母子家庭等就業・自立支援センター、公共職業安定所、市町村などの関係機関は、各々が協働しながら、それぞれの役割を果たせるよう、支援を届けるネットワークの連携強化を図ります。

## 5 子育て・生活支援の充実

### 現状と課題

- ひとり親世帯の3割が、母子のみ、父子のみの世帯で、他に同居の親族がいない世帯構成となっています。
- ひとり親世帯の4割以上は、小学生以下の子どもがいる世帯となっており、子育てのため、働き方に制限を受けやすい状況にあります。
- 母子のみ、父子のみ世帯では、父母の帰宅時間が遅い子どもは一人で過ごす時間が多くなることから、安心して仕事ができる子育て支援サービスが必要です。
- ひとり親は、子育てと生計維持を一人で担っており、子育てと仕事の両立による子どもの健全育成を実現するためには、家事援助や保育等の支援制度の充実が必要です。

### 取組展開

#### (1) 子育て支援サービス機能の強化

- ★保育所等を利用せず、在宅で育児をしている家庭の負担を軽減するため、様々な子育て支援サービスを利用できるクーポンを交付するとともに、各種サービスの充実や情報発信に努めます。
- ・ひとり親が子育てと仕事の両立ができるよう、市町村と連携し、延長・休日・夜間保育、病児・病後児保育や一時預かりが利用できるように支援します。
- ・ひとり親が病気や仕事、育児疲れなどで子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設や乳児院において短期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）が利用できるように支援します。
- ・子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる子育ての相互援助活動の取組を推進するとともに、病児・病後児保育事業等と連携し、病児・病後児対応等の機能強化を図ります。
- ・ひとり親が安心して就業、求職活動、職業訓練を行うことができるよう、市町村において保育所、認定こども園等の利用機会を確保します。

## (2) 放課後児童の安全な生活と健全な遊びの場の整備

- ・ 昼間就労等により保護者がいない放課後児童の安全な生活と健全な遊びの場を確保するため、施設の整備を行う市町村と連携し、放課後児童クラブの拡充を図るとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が多様な学習・体験活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室が一体的に、又は連携して実施できるように推進します。

## (3) 住居の確保や日常生活への支援

### ① 住居の確保

- ・ ひとり親世帯の収入は一般世帯に比べて低い水準にあり、離婚にあたっては、転居を伴うことも多いことから、ひとり親家庭の公営住宅への入居に配慮が必要です。県営住宅では、募集戸数の2割程度をひとり親世帯（配偶者からの暴力等により婚姻関係が事実上破綻している世帯を含む）をはじめとする福祉世帯向けの住宅として確保し、優先入居を実施します。また、地域の実情に応じた、ひとり親家庭を対象とした優先入居の取組について、市町村へ働きかけます。
- ・ 母子生活支援施設では、離婚等により生活や子どもの養育が困難となった18歳未満の子どもがいる母子家庭に対して、福祉事務所等の関係機関と連携しながら、精神的に安定できる環境を提供しつつ、生活や子どもの養育上必要な様々な支援を行います。
- ・ 生活の場の確保に資するため、住宅資金や転宅資金の貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」の活用を促進します。

### ② 日常生活への支援

- ・ ひとり親の修学や病気のためなど、日常生活に支障が生じた場合でも、子どもが安心して生活ができるよう、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や家庭生活支援員の居宅等で保育を行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施します。
- ・ ひとり親が抱える子育てや家事等に関する悩みを解消するため、専門家による講習や相談、ひとり親同士の交流や情報交換を行う「ひとり親家庭等生活支援講習会」を開催します。

## 6 経済的支援の充実

### 現状と課題

- 児童手当や児童扶養手当、遺族年金や障害年金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等、現金給付や貸付の制度はあるものの、特に貸付金制度については、制度を知らない方が多くなっています。
- ひとり親になって困ったこととして、多くの人が「家計」と回答しています。また、母子家庭の母自身の平均収入は260万円（就労収入231万円）、父子家庭の父自身の平均収入は294万円（就労収入261万円）となっています。
- 離婚などによりひとり親家庭の子どもへ支払われるべき養育費について、半数以上の世帯で取り決めがなく、養育費の確保がなされていない状況があります。
- ひとり親家庭の生活の安定を図るためには、ひとり親家庭への経済的支援を充実させるとともに、それを必要とするひとり親家庭に支援が届くようにするための取組が求められています。
- ひとり親世帯における年間収入は、一般世帯と比べると低いものとなっており、児童扶養手当をはじめとする現金給付や教育費の負担軽減などが求められています。
- 養育費の取り決めや履行のためには、専門的な相談支援が必要です。

### 取組展開

#### (1) 経済的支援を必要とする家庭に向けた施策の周知広報の強化

- ・経済的支援を必要とするひとり親家庭に必要な支援を届けるため、広報誌、パンフレット、インターネット、SNSなど、様々な媒体を活用し、適切な時期に的確に伝わるよう、積極的に制度の効果的かつ効率的な周知に努めます。
- ・ひとり親家庭の様々な相談に応じ自立への支援を行う母子・父子自立支援員とひとり親家庭に身近な地域の支援者や学校等との連携を更に深め、経済的支援に繋がる情報をワンストップで提供できるよう努めます。

## (2) 生活の安定を図る支援

### ① 医療費の負担軽減

- ・ひとり親家庭へ医療費助成を行う市町村に補助金を交付することにより、ひとり親が入院した場合やその扶養する児童が入通院した場合における医療費の自己負担の軽減を図ります。
- ・乳幼児等医療費助成事業を行う市町村に補助金を交付することにより、乳幼児等の疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

### ② 教育費の負担軽減

- ・保育所から小学校への切れ目のない支援のため、放課後児童クラブの利用料無料化に取り組む市町村を支援します。
- ・高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、公立高等学校については授業料相当分を、私立高等学校等については授業料の一定額を助成し、教育費負担を軽減します。
- ・徳島県奨学金制度の活用により、修学の機会確保のため、高等学校等への修学に係る経費を支援します。
- ・徳島県奨学のための給付金制度の活用により、高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等への修学に係る授業料以外の教育費を支援します。

### ③ 公的資金等による経済的支援

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当の適切な給付を行います。
- ・児童手当制度の円滑な推進に努めます。
- ・最低生活の保障と自立促進のため、生活保護を適用します。
- ・ひとり親家庭等の生活の安定と児童福祉の向上のため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適切な貸付けを行います。

- ・低所得者等の生活を支えるとともにその在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、生活福祉資金貸付金制度の適切な活用を図ります。
- ・母子家庭の母が少額の資金を緊急に必要となった場合に貸付ける母子世帯小口資金貸付金事業を行う市町村を支援します。
- ・児童扶養手当を受けているひとり親家庭や生活保護世帯の負担を軽減するため、JR通勤定期乗車券の割引制度の活用を図ります。

### **(3) 養育費確保に向けた支援の充実**

- ・養育費や面会交流については、母子・父子自立支援員等が適切な相談支援が行えるよう資質の向上を図るとともに、ひとり親に対し、様々な機会をとらえた情報提供・普及啓発に努めます。
- ・養育費の取り決め方法や履行確保など法律に関する諸問題について、母子家庭等就業・自立支援センターにおける弁護士相談を実施します。
- ・養育費相談支援センターが実施する相談支援及び日本司法支援センター（法テラス）で実施する経済的に余裕がないひとり親への弁護士による無料法律相談や手続費用の立替え等、様々な制度を活用し、養育費の確保に向けたひとり親の支援に努めます。